

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	農業経済課	検索番号	1 - 16
法令名	農業協同組合法		根拠条項	11の51-1
許認可等	農協の農業経営規程の承認			
(根拠規定)				
農業協同組合法第11条の51第1項				
組合が、前条第1項の事業を行おうとするときは、農業経営規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。				
・農業協同組合法第11条の50第1項				
出資組合は、次に掲げる場合には、第10条に規定する事業のほか、農業の経営及びこれに附帯する事業を併せ行うことができる。				
(1) 当該組合の地区内にある農地又は採草放牧地のうち、当該農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通しからみて、当該農地又は採草放牧地の農業上の利用の増進を図るためには組合が自ら農業の経営を行うことが相当と認められるものについて農業の経営を行う場合				
(2) 効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農地利用集積円滑化団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。)として同法第4条第3項第1号八に掲げる事業を実施する場合				
(3) 農地又は採草放牧地を利用しないで行う場合において、前2号に掲げる場合に準ずる場合として農林水産省令で定めるとき。				
・農業協同組合法第11条の51第2項				
前項の農業経営規程には、事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。				
(許認可等の基準)				
農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針				
・農業経営規程の設定の承認				
農業経営規程の設定又は変更の承認を行う場合は、施行規則第52条に規定する記載事項が農業経営規程に記載されているか、農業経営が法第11条の50第1項各号のいずれの場合に該当するか、同条第2項の要件が担保されているか、同条第3項から第9項までに規定する手続を経ているか、慎重に審査するものとする。				
法第11条の50第1項各号の場合は、次のとおりである。				
ア 同項第1号の場合により行うときは、対象とする農地等が組合の地区内であり、当該農地等について、現在、担い手が不足し、又は不足することが見込まれるため、農業上の利用が適切に図れていない状況にあり、又は図られなくなることが見込まれることから、組合が当該農地等を賃借し、自ら農業経営を行うことが組合員のニーズや地域の農業を維持する観点に照らして客観的に妥当であると認められる場合である。				
イ 同項第2号の場合により行うときは、農地利用集積円滑化団体として、農地売買等事業により買い入れ、又は借り受けた農地で研修等事業を行い、新たな担い手に引き継いでいく場合等担い手の育成等につながる場合である。				
ウ 同項第3号の場合により行うときは、組合が農家の再建・整理を図る際に転廃業農家の農業用施設を引き受けて農業経営を行う場合や、担い手育成のために農業用施設を利用して行う農業経営など施行規則第51条の2に定める場合である。				
農業経営規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付すことができる				
(その他)				
添付書類(農業協同組合法施行細則第9条)				
(1) 農業経営規程				
(2) 定款				
(3) 事業計画の概要				
(4) 総会(総代会)議事録謄本				